

平成29年4月1日国港総第534号
平成30年4月1日国港総第638号
令和2年10月28日国港総第376号
令和3年4月1日国港総第658号
令和4年4月1日国港総第753号
令和4年12月2日国港総第484号
令和6年4月1日国港総第766号
令和7年4月1日国港総第763号
令和8年5月29日国港総第53号

港湾機能高度化事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 港湾機能高度化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。用語の定義については、指定広域支援ふ頭及び指定地域支援ふ頭の指定基準（令和8年国土交通省告示第657号）（以下「指定基準」という。）に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、発災後の防災拠点の迅速な利用可否判断を行うため、岸壁又は栈橋において事前解析を行う事業を対象として補助金の交付を行うことにより、災害時の海上支援ネットワーク形成による円滑な被災地支援の実現を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象事業は、指定広域支援ふ頭における指定基準第2条第1項第3号に該当する岸壁若しくは栈橋又は指定地域支援ふ頭における指定基準第2条第2項第3号に該当する岸壁若しくは栈橋（国有港湾施設を除く。）において事前解析を行う事業（以下「補助事業」という。）とする。

(補助対象経費等)

第4条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助事業者に対し補助金を交付する。

2 補助事業者、補助対象経費及び補助率は、別表に定めるものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第6条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、交付決定通知書を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の額の確定等)

第7条 大臣は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の概算払)

第8条 大臣は必要があると認められるときは、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

(補助金の経理)

第9条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 補助金交付の申請の取り下げ、補助事業の中止又は廃止、状況報告の提出、実績報告の提出、補助事業に係る残存物件の取扱等については、港湾関係補助金等交付規則(昭和36年6月28日運輸省令第36号)及び港湾関係補助金等交付規則実施要領(昭和43年5月8日港管第814号)を準用するものとする。

(附則)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(附則) (平成 30 年 4 月 1 日国港総第 638 号改正)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

(附則) (令和 2 年 10 月 28 日国港総第 376 号改正)

この要綱は、令和 2 年 10 月 28 日から適用する。

(附則) (令和 3 年 4 月 1 日国港総第 658 号改正)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(附則) (令和 4 年 4 月 1 日国港総第 753 号改正)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(附則) (令和 4 年 12 月 2 日国港総第 484 号改正)

この要綱は、令和 4 年 12 月 2 日から適用する。

(附則) (令和 6 年 4 月 1 日国港総第 766 号改正)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(附則) (令和 7 年 4 月 1 日国港総第 763 号改正)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(附則) (令和 8 年 5 月 29 日国港総第 53 号改正)

この要綱は、令和 8 年 5 月 29 日から適用する。

別表（第4条関係）

補助事業者	補助対象経費	補助率
<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾管理者 	<p>「港湾施設の利用可否判断に係るガイドライン」に基づいて実施される利用可否の判断基準の設定及びこれに必要な計測、数値解析に要する経費。（令和12年度までの時限措置。）</p> <p>※ただし、施設の新設又は改良時において実施済みのレベル2地震動に係る事前解析は対象としない。</p>	<p>1 / 2</p>